

第121号議案 長崎市恐竜博物館条例

<目次>

	(ページ)
1 長崎市恐竜博物館条例の概要	1 ~ 2
2 恐竜博物館の管理運営	2
3 恐竜博物館の利用料金	3
4 恐竜博物館運営協議会の設置	3
5 恐竜博物館開館に関するスケジュール	4

【参考資料】

① 他都市類似施設との比較	5
② 長崎のもざき恐竜パーク条例の概要	6 ~ 8
③ 令和2年9月市議会 総務委員会提出資料 (一般会計補正予算(第10号)抜粋)	9 ~ 10

教育委員会
令和2年9月



1 長崎市恐竜博物館条例の概要

令和3年10月の開館を目指し、野母崎田の子地区に整備を進めている恐竜博物館について、長崎市の公の施設として設置するため、設置及びその管理に関する事項、その他必要な事項について条例で定めるもの

(1) 施設の概要

ア 設置目的

恐竜を中心とする古生物学及び地学に関する資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供し、あわせて博物館資料に関する調査研究を行い、もって学術及び文化の発展に寄与するため。

イ 施設名称 長崎市恐竜博物館（以下「恐竜博物館」という。）

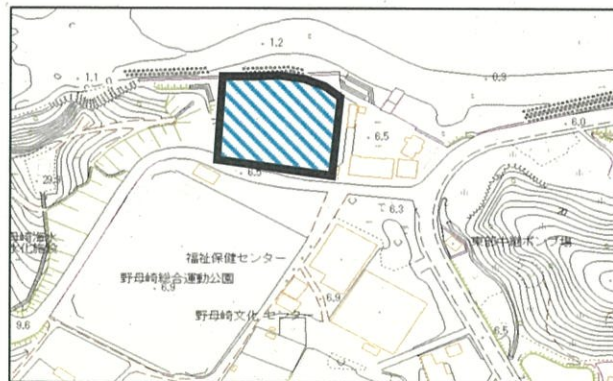
（理由）

- （ア）「総合」系の自然史博物館ではなく、地域の特色である恐竜に特化した博物館として認知されやすいこと
- （イ）「恐竜」という「Dinosauria」の和訳が、長崎市出身で日本の古生物学の父と称される「横山又次郎」によって造語されたこと
- （ウ）設置者（長崎市）とテーマ（恐竜）が日本語でも英語（Nagasaki City Dinosaur Museum）でもわかりやすく、海外からの来館者にも認知されやすいこと

（参考）横山又次郎（1860～1942）

出島の阿蘭陀通詞の息子として長崎生まれ、東京帝国大学（現東京大学）の教授として日本の化石研究の基礎を築いた人物

ウ 所在地 長崎市野母町568番地1



エ 供用開始日 令和3年10月29日

オ 事業

- （ア）博物館資料の収集、保管及び展示に関すること
- （イ）博物館資料に関する専門的及び技術的な調査研究に関すること
- （ウ）教育活動その他の活動の機会の提供に関すること
- （エ）他の博物館等との緊密な連絡及び協力並びに情報の交換、博物館資料の相互貸借等に関すること
- （オ）その他教育委員会が必要と認める事業

カ 開館時間（承認基準） 午前9時～午後5時までを基本とし、1日8時間以上

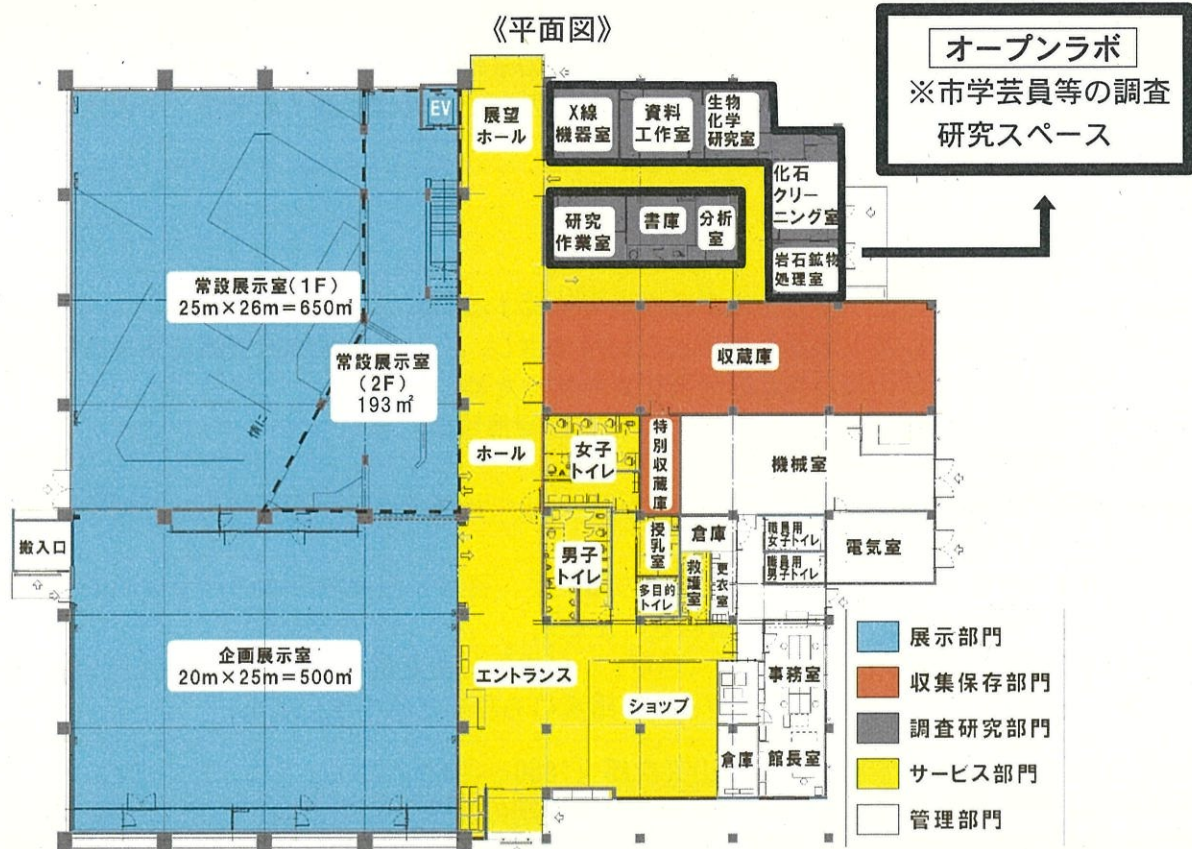
キ 休館日 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する休日（1月1日を除く。）以外の日 年末年始の休館日は、1月1日及び12月31日

ク 入館者数 年間約12万人（見込み）

ケ 構造 鉄筋コンクリート造（一部2階建）

コ 延床面積 2,594㎡（1階2,401㎡、2階193㎡）

サ 総事業費 約21億円（予算ベース）



《外観イメージ》



2 恐竜博物館の管理運営

(1) 管理運営

専門性が高い博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究などを除き、博物館の管理運営については、利用料金制による指定管理者制度を導入し、指定管理者が行う業務については、別途「長崎のもぞき恐竜パーク条例」に定める。

(参考) 指定管理者が行う業務 (長崎のもぞき恐竜パーク条例のうち恐竜博物館に関する業務を記載)

- (ア) 施設の利用に関する業務
- (イ) 恐竜博物館の運営、宣伝及び利用促進に関する業務
- (ウ) 施設及びその設備の維持管理に関する業務
- (エ) 教育活動その他活動の機会の提供に関する業務
- (オ) そのほか恐竜博物館の運営に関して教育委員会が必要と認める業務

※1 令和3年7月1日から、恐竜博物館に関する「施設の利用に関する業務(教育委員会が別に定める業務に限る)」及び「宣伝及び利用促進に関する業務」を行うため、指定管理の指定を行う予定。(その他の指定管理業務については、準備行為を除き令和3年10月29日より実施する予定。)

※2 指定管理者の指定期間 令和3年7月1日～令和9年3月31日(5年9ヶ月間)

3 恐竜博物館の利用料金

(1) 利用料金の考え方

利用料金については、受益者負担率を50%とし、次の計算式を用いて利用料金の基準額を算出した。

【利用料金の基準額の計算式】

$$\text{基準額} = \text{恐竜博物館運営費（企画展示を除く）} \div \text{利用目標人数} \times \text{受益者負担率（50\%）}$$

(2) 利用料金の基準額

下表に掲げる金額を基準額として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

区 分		観覧料（1人1回につき）		年間観覧料 （1人1年間 につき）
		個人	団体（15人以上）	
常設展示	一般	500円	400円	1,250円
	小学校の児童、 中学校の生徒 又は幼児	200円	160円	500円
企画展示		企画展示に要する費用を勘案し、教育委員会が定める額		

「常設展示」：常設展示室において行われる博物館資料の展示

「企画展示」：企画展示室において行われる博物館資料の展示

4 恐竜博物館運営協議会の設置

(1) 恐竜博物館運営協議会の概要

- ア 設置目的 恐竜博物館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため
- イ 委員数 15人以内
- ウ 委員構成 学識経験のある者、地域活動団体を代表する者、学校教育関係者、社会教育関係者、市民
- エ 委員任期 2年（再任を妨げない）
- オ 協議会の庶務 教育委員会にて処理する

（参考）想定される審議事項

- （ア）恐竜博物館の運営状況について
- （イ）その他恐竜博物館にかかる重要事項の調査審議について

5 恐竜博物館開館に関するスケジュール

(1) 施設整備に関するスケジュール

項目	平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
基本計画策定、土質調査等	■															
標本取得	■								■							
建築設計・建築工事					■ 建築設計				■ 建築工事							
展示設計・展示施工					■ 展示設計				■ 展示施工							
研究機器・備品購入									■							

恐竜博物館開館

(2) 議会審査及び指定管理に関するスケジュール

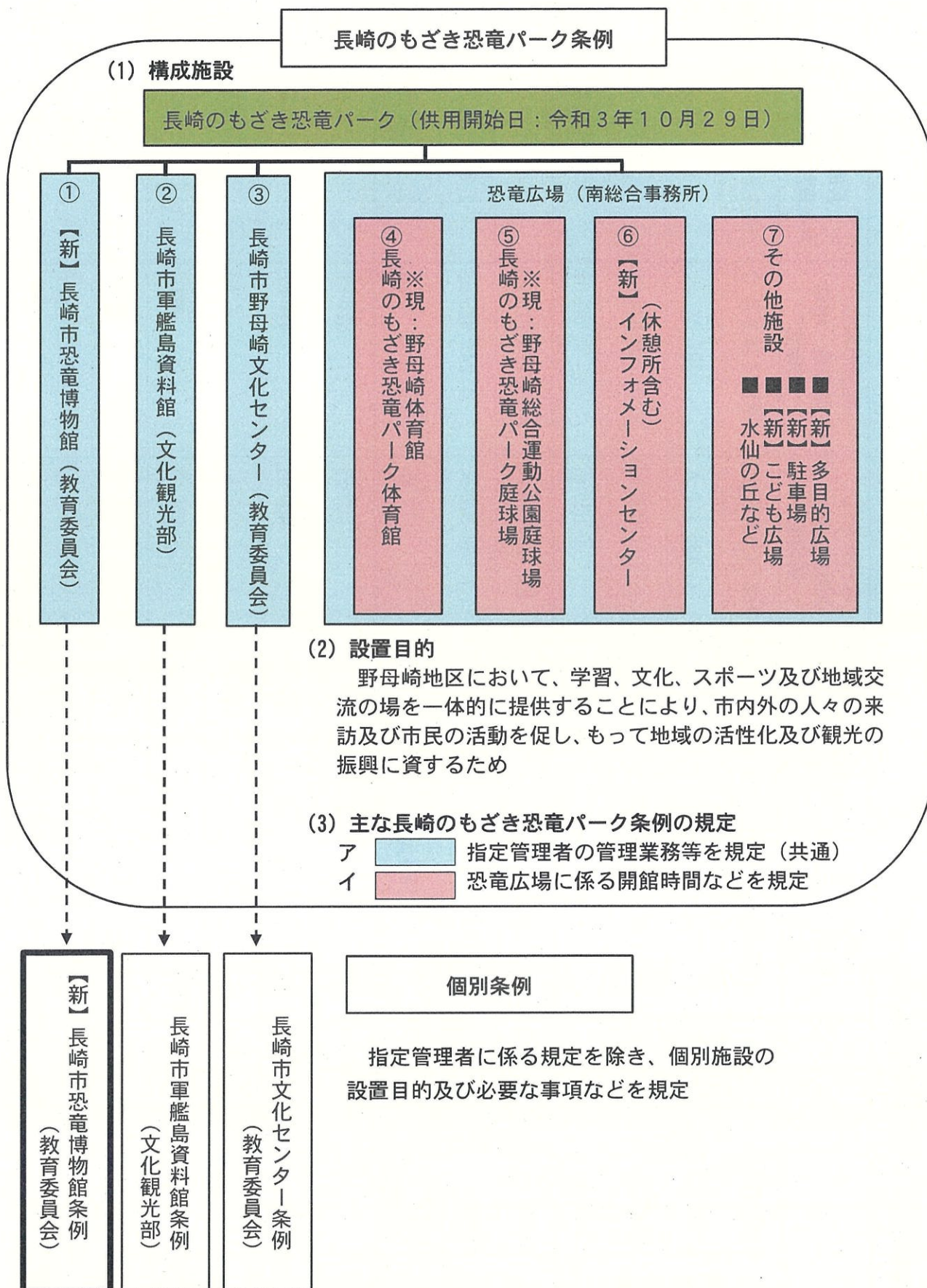
年月	市議会	内容
令和2年9月	9月議会	条例及び指定管理者候補者選定審査会予算の提案
10月		指定管理者公募 ↓
12月	2月議会	・公募締切
令和3年1月		選定審査 (指定管理者候補者選定審査会) ・審査及び候補団体の決定
2月	2月議会	指定管理者の指定 ・指定議案審査
6月		債務負担行為の設定 ・補正予算議案審査
7月	7月	協定書締結 ↓
10月		指定管理業務開始 (恐竜博物館のみ7月1日から) ↓ 施設の利用に関する業務、宣伝及び利用促進に関する業務 ・恐竜博物館開館 (令和3年10月29日)

【参考資料①】他都市類似施設との比較

		御船町 恐竜博物館 (熊本県)	福井県立 恐竜博物館	北九州市立 自然史・歴史 博物館	神奈川県立 生命の星・地球 博物館	兵庫県立 人と自然の博物館	長崎市 恐竜博物館	
施設概要	開館時期	平成 26 年 4 月	平成 12 年 7 月	平成 14 年 11 月	平成 7 年 3 月	平成 4 年 10 月	令和 3 年 10 月	
	入館者数 (3 年平均)	121,062 人	847,172 人	485,110 人	307,237 人	145,599 人	約 120,000 人	
	延床面積	1,620 m ²	15,000 m ²	17,000 m ²	19,020 m ²	18,951 m ²	2,594 m ²	
	常設展示室	570 m ²	4,500 m ²	5,630 m ²	4,641 m ²	4,124 m ²	843 m ²	
周辺環境	立地自治体観光客数	278,749 人	2,176,517 人	25,433,000 人	6,114,772 人	3,457,000 人	7,077,700 人	
	25km 圏内人口	1,102,038 人	206,647 人	1,638,370 人	1,247,925 人	2,816,739 人	337,540 人	
	駅からのアクセス距離 ※新幹線発着の主要駅	16 km	33 km	11 km	4 km	30 km	24km	
利用料金	一般	個人	500 円	730 円	600 円	520 円	200 円	500 円
		団体	450 円	630 円	480 円	410 円	150 円	400 円
		年間パス	900 円	2,100 円	なし	なし	なし	1,250 円
	小中学生・幼児	個人	200 円	260 円	240 円	無料	無料	200 円
		団体	150 円	210 円	190 円	無料	無料	160 円
		年間パス	300 円	780 円	なし	なし	なし	500 円

【参考資料②】長崎のもぞき恐竜パーク条例の概要

1 長崎のもぞき恐竜パーク条例と個別条例（長崎市恐竜博物館条例等）の関係



2 長崎のもぎき恐竜パーク構成施設配置図





【参考資料③】令和2年9月市議会 総務委員会提出資料（一般会計補正予算（第10号）抜粋）

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
頁	款	項	目	番号		
28 ? 29	2 総務費	1 総務管 理費	16 地域振 興費	1-1	指定管理者候補者選定審査会費 (仮称)長崎のもぞき恐竜パーク	千円 357

1 概要

地域の活性化及び観光の振興を図るため、野母崎田の子地区に建設予定の（仮称）長崎市恐竜博物館を含めた、周辺施設（野母崎総合運動公園、長崎市野母崎文化センター、長崎市野母崎体育館、長崎市軍艦島資料館）を一体化し、1つの公の施設（長崎のもぞき恐竜パーク）とするにあたり、新たな指定管理者を選定するため、「（仮称）長崎のもぞき恐竜パーク指定管理者候補者選定審査会」を設置し、学識経験者等による審査を行うもの。

2 予算内訳

- (1) 委員報酬 (255千円) 委員8名
- (2) 旅費 (20千円) 費用弁償
- (3) 賃借料 (64千円) タクシー借上料
- (4) 需用費 (18千円) 食糧費、茶菓費

3 選定対象施設

- (1) 名 称 長崎のもぞき恐竜パーク
- (2) 位 置 長崎市野母町
- (3) 新規・再指定の別 新規
- (4) 指定管理期間 令和3年7月1日～令和9年3月31日
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

4 審査委員構成

委員	審議に必要な視点	人数
学識経験のある者	・博物館学に関する専門的な知識経験を有する者の視点 ・自然科学に関する専門的な知識経験を有する者の視点 ・社会教育に対する幅広い識見を有する者の視点 ・地域活性化に資するためのまちづくりに対する幅広い識見を有する者の視点	4人
経営又は財務に関する専門的知識を有する者	経営・財務に関する専門的な知識経験を踏まえた施設の管理運営に対する幅広い識見を有する者の視点	1人
施設の設置目的に関し知識を有する者	恐竜パークの設置目的のうち、観光やインバウンドなど来客増に対する幅広い識見を有する者の視点	1人
施設の所在する地元住民を代表する者	恐竜パークの設置は、野母崎地域の活性化に大きな影響を与えるものであるため、地元住民としての立場での俯瞰的な視点	1人
施設を利用する者	体育館や庭球場などの施設を利用する立場からの視点	1人
合計		8人

5 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 357	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 357

6 スケジュール(予定)

令和2年9月	(仮称)長崎のもぞき恐竜パーク指定管理者候補者審査会委員選定
令和2年10月	申請予定者説明会の告知(広報、ホームページ)
令和2年10月	募集要項・仕様書等の配布開始
令和2年10月～12月	公募期間
令和3年1月	選定審査会の実施
令和3年2月	指定議案の提案